

令和6年第9回（2024年第9回）  
八街市農業委員会総会

令和6年9月6日  
八街市農業委員会



令和6年第9回（2024年第9回）農業委員会総会

令和6年9月6日午後3時30分 八街市農業委員会総会を  
八街市役所議場に招集し、内容は次のとおりである。

1. 出席者

<農業委員>

- |         |          |          |
|---------|----------|----------|
| 1. 古市正繁 | 5. 久野紀子  | 9. 今関富士子 |
| 2. 山本元一 | 6. 中村勝行  | 10. 貫井正美 |
| 3. 小川正夫 | 7. 深澤一郎  | 11. 岩品要助 |
| 4. 望月浩樹 | 8. 円城寺伸夫 |          |

<農地利用最適化推進委員>

- |         |          |          |
|---------|----------|----------|
| 1. 清水 隆 | 7. 松下雅弘  | 13. 小倉 正 |
| 2. 内貴光男 | 8. 山本和秀  | 14. 鵜澤良一 |
| 3. 伊藤勇士 | 9. 小山哲章  | 15. 古川儀行 |
| 4. 保谷研一 | 10. 飛田芳文 | 16. 加藤秀雄 |
| 5. 浅羽宏明 | 11. 鈴木弘明 | 17. 井口裕史 |
| 6. 松原 勝 | 12. 今井定男 | 18. 山本 健 |

2. 欠席者 なし

3. 事務局

|      |      |     |       |
|------|------|-----|-------|
| 事務局長 | 小川正一 | 副主幹 | 萱生幸宏  |
| 副主幹  | 齋藤康博 | 主査  | 市原ふみよ |

4. 議決事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第4号 農用地利用集積計画（案）の承認について  
議案第5号 農用地利用集積等促進計画（案）の承認について  
議案第6号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないものであることの認定について

5. その他

- 報告第1号 農用地利用集積計画の中途解約に係る通知について

## ○小川事務局長

開会を宣す。(午後3時30分)

## ○岩品会長

今月の案件は、農地法第3条、4条、5条本体で9件、その他議案3件が提出されております。慎重審議をお願いします。

ただいまの出席農業委員は11名全員ですので、この総会は成立しました。また、農地利用最適化推進委員の出席委員は18名です。

それでは、日程に従いまして会務報告をお願いします。

小川事務局長、お願いします。

## ○小川事務局長

それでは、会務報告いたします。

8月8日木曜日午後1時30分から、転用事実確認現地調査を調査委員会調査班第1班、山本元一班長、中村委員、深澤委員で実施いたしました。

8月22日木曜日午後1時30分から、同じく転用事実確認現地調査を調査委員会調査班第2班、古市班長、小川委員、久野委員で実施いたしました。こちらの転用事実確認ですが、当初の予定ですと8月19日の月曜日が調査日でしたが、法務局照会など1件もありませんので、中止とさせていただきます。しかし次回の転用事実確認までは待てない案件がありましたので、急遽、22日木曜日に実施させていただきました。対応されました2班の古市班長、小川委員、久野委員には、急な対応にご協力いただきまして誠にありがとうございます。

8月30日金曜日午後1時30分から、調査委員会現地調査を調査委員会調査班第2班、古市班長、久野委員、岩品会長、推進委員から小山推進委員で実施いたしました。

9月2日月曜日午前10時から、北総中央用水利地改良事業推進協議会総会を、JA千葉みらい八街支店で開催され、岩品会長が出席しております。

同じく9月2日月曜日午後1時30分から、調査委員会面接調査を市役所第1会議室で実施し、調査委員会調査班第2班、古市班長、小川委員、久野委員、岩品会長、推進委員から小山推進委員で実施いたしました。

以上です

## ○岩品会長

次に、議事録署名人の選任については議長から指名することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

## ○岩品会長

ご異議がなければこちらから指名します。今月は議席番号10番、貫井委員、1番、古市委員をお願いします。

議事に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局、説明願います。

齋藤副主幹、お願いします。

## ○齋藤副主幹

議案書3ページをご覧ください。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、区分、売買、所在、八街字西光明坊地先、地目、畑、面積176平方メートル。権利者事由、耕作道として利用したい。義務者事由、権利者からの要望により。

番号2、区分、売買、所在、八街字榊形地先、地目、畑、面積196平方メートル。権利者事由、所有地が不整形地なため、隣接する当該申請地を取得し、耕作の効率化を図りたい。義務者事由、農業経営規模を縮小するため。

番号3、区分、使用貸借、所在、小谷流字沢田地先、地目、田、面積2,082平方メートルのうち114.3平方メートル。権利者事由、農地所有適格法人として、農業経営規模の拡大にあたり、耕作道として利用したい。義務者事由、権利者からの要望により。

以上です。

## ○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いします。最初に、議案第1号1番について、内貴委員、調査報告をお願いします。

## ○内貴委員

はい。議案第1号1番、農地法第3条の規定による許可申請について報告します。

申請は、長年、権利者所有の農地への進入路として使用してきた土地を正式な手続きを行い取得するための申請です。

立地基準としては、申請地はJR八街駅より南東に約1.5キロメートルに位置し、南側市道に面しております。一般基準としては面積176平方メートルで、手続終了後、そのまま進入路（耕作道）として使用します。

これらのことから立地基準、一般基準ともに何ら問題ないものと思われま

す。以上で報告を終わります。

## ○岩品会長

次に、議案第1号2番について、伊藤委員、調査報告をお願いします。

## ○伊藤委員

議案第1号2番、農地法第3条申請に係る調査結果について報告いたします。

申請地について、位置はJR八街駅より西方向に2.4キロメートル。境界は杭が設置されています。現況は作物はなく、すぐに作付可能な状態です。進入路は道路に面しておらず、自身が既に所有している畑と隣接しています。

次に、農地法第3条第2項の不許可基準に該当するか否かについて、報告いたします。権利者が所有する主な農機具は、トラクター2台、耕耘機2台、軽トラック1台です。労働力は、権利者本人と奥様の2名で、技術力についても問題なく、年間150日以上 of 農作業従事日数要件を満たしております。

また、過去3年間において、農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はなく、周辺地域

における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても、支障ありません。

その他、参考となる事項として営農計画はトウモロコシのほか、落花生を作付する予定であり、通作距離は自宅から申請地まで20メートル、約1分です。

以上の内容から、権利者及び世帯員等が権利取得後において耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めた全ての農地について効率的に利用すると認められます。本案件は、農地法第3条第2項各号の不許可基準には該当していませんので、何ら問題ないと思われま

す。以上、調査報告を終わります。

#### ○岩品会長

次に、議案第1号3番について、加藤委員、調査報告をお願いします。

#### ○加藤委員

議案第1号3番、農地法第3条申請に関わる調査結果について報告いたします。

申請地については、位置はJR八街駅より南西方向に約8キロメートルに位置し、境界は土地改良区域内であり、畦にて判別できます。現況はブルーベリーを作付しております。進入路は市道に隣接しており、確保されております。

農地所有適格法人としての要件についてでございますが、申請者は株式会社で、農作物の生産を行っております。構成員要件、議決要件及び役員要件についても、農地法第2条第3項に規定する要件は全て満たしております。

次に、農地法第3条第2項の不許可基準に該当するか否かについて報告します。権利者がリースする主な農機具は、軽トラック5台、耕耘機2台です。労働力は役員5名、3名が年間150日以上であり、技術力についても問題ありません。

また、過去3年間において、農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はなく、周辺農地における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。

その他、参考となる事項として、営農計画については、令和6年5月8日総会で許可を受けた農地への耕作道として利用し効率よく通行するための申請となるため、営農計画書の提出はなく、令和6年5月8日総会で許可を受けた農地では、ブルーベリーを作付しております。

今回の申請地の距離は、会社から申請地まで約1キロメートル、車で約5分です。

以上の内容から、権利者及び世帯員等が権利取得後において耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めた全ての農地について、効率的に利用すると認められますので、本案件は、農地法第3条第2項各号の不許可基準には該当しておらず、また、農地所有適格法人の要件も満たしておりますので、本件は何ら問題ないと思われま

す。以上で調査報告を終わります。

#### ○岩品会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

#### ○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

最初に、議案第1号1番を許可することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

#### ○岩品会長

挙手全員ですので、1番は許可することに決定します。

次に、議案第1号2番を許可することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

#### ○岩品会長

挙手全員ですので、2番は許可することに決定します。

次に、議案第1号3番を許可することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

#### ○岩品会長

挙手全員ですので、3番は許可することに決定します。

次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、説明願います。

萱生副主幹、お願いします。

#### ○萱生副主幹

それでは、4ページをご覧ください。

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についてご説明いたします。番号1、所在、小谷流字ジブ田台地先、地目、山林現況畑、面積3,762平方メートルのうち3,265.3平方メートルほか1筆、計2筆の合計3,778平方メートル。転用目的、ドッグラン広場貸付用地。転用事由、当該申請地をドッグラン広場として整備し、近隣でゴルフ場やペット同伴型ホテルなどのレジャー施設を運営する法人へ貸し付けたいというものです。

農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

以上です。

#### ○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いします。

議案第2号1番について加藤委員、調査報告をお願いします。

#### ○加藤委員

議案第2号1番、農地法第4条申請に関わる調査結果について報告いたします。

本申請は、ドッグラン広場として整備をしようとするものですが、まず立地基準ですが、申請地は、JR八街駅より南西方向に約8キロメートルに位置し、八街市道に隣接しており、進入路は確保されております。

農地区分としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地ですので、事務指針の29ページ、⑤の(b)に該当するため、第2種農地と判断いたしました。

次に一般基準ですが、面積は3,778平方メートルであります。問題ないものと思われ

ます。資金の確保につきましては、自己資金で賄う計画となっております。

次に、周辺農地の営農条件への支障についてですが、隣接している農地はありません。また、敷地の整備については現状維持のまま、防護柵の設置のみで、ほかに影響はないものと思われ  
ます。

権利者の状況ですが、整備した後は、近隣で既に事業を実施している同事業者に貸し付ける  
予定ですので、許可後は速やかに事業を行うものと判断しました。

以上のことから、立地基準、一般基準とも本案件は何ら問題ないものと思われ  
ます。

以上で調査報告を終わります

#### ○岩品会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

#### ○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

最初に、議案第2号1番を許可相当で決定することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

#### ○岩品会長

挙手全員ですので、1番は許可相当に決定します。

次に、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、説明願います。

萱生副主幹、お願いします。

#### ○萱生副主幹

それでは5ページをご覧ください。

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。番号1番、2  
番は関連しておりますので、一括してご説明いたします。

番号1、区分、売買、所在、八街字平沢地先、地目、畑、面積924平方メートルほか1筆、  
計2筆の合計2,262平方メートル。転用目的、既存事業地(倉庫業)拡張用地。転用事由、  
申請地隣接及び近隣の計3か所にて倉庫業を営んでいるが、倉庫で働く従業員の通勤車、社用  
車、搬入トラック等を置けるスペースがなく不便なため、既存事業用地を拡張し、駐車場とし  
て利用したいというものです。

農地の区分は、農用地区域内にある広がりのある農地であることから、第1種農地と判断さ  
れます。

番号2、区分、売買、所在、八街字西光明坊地先、地目、畑、面積152平方メートル。転  
用目的、転用事由、並びに農地区分は同じです。

番号3、区分、売買、所在、沖字南沖地先、地目、畑、面積、134平方メートルほか2筆、  
計3筆の合計622平方メートル。転用目的、車両置場用地。転用事由、現在、中古自動車の  
販売及び輸出業を営んでいるが、既存施設が手狭なため、当該申請地を取得し、車両置場とし

て利用したいというものです。

農地の区分は、農用地区域内にある広がりのある農地であることから、第1種農地と判断されます。

続いて、番号4、区分、売買、所在、滝台字丹尾台地先、地目、畑、面積1,514平方メートルほか1筆、計2筆の合計3,080平方メートル。転用目的、資材置場及び駐車場用地。転用事由、現在、解体業を営んでいるが、既存施設は賃借地で返却を求められているため、当該申請地を取得し、資材置場及び駐車場として利用したいというものです。

農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

以上です。

#### ○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いします。

最初に、議案第3号1番、2番について、内貴委員、調査報告をお願いします。

#### ○内貴委員

議案第3号、1番、2番は関連案件ですので、まとめて報告します。

立地基準ですが、申請地はJR八街駅より南東に約1.5キロメートルに位置し、進入路は北側の主要地方道千葉八街横芝線に、南側は市道に面しています。

農地区分としては、事務指針26ページ②の④に該当するため、第1種農地と判断しました。一般基準ですが、本申請は、倉庫業を営む権利者が従業員の通勤車両、社用車、搬入トラック等の駐車場用地として申請するもので、面積は合わせて2,414平方メートルであり、事務指針30ページ②の④の(オ)による例外に該当します。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに何ら問題ないものと思われれます。

以上で報告を終わります。

#### ○岩品会長

次に、議案第3号3番について、鶴澤委員、調査報告をお願いします。

#### ○鶴澤委員

議案第3号3番、農地法第5条の規定による許可申請について調査報告を申し上げます。

まず立地基準ですが、申請地は市役所より南西約9キロメートルに位置し、進入路は確保されております。

農地区分としては、事務指針26ページ、②の④に該当するため、第1種農地と判断いたしました。第1種農地の場合、事務指針30ページ、②の④の(オ)による例外に該当いたしません。

次に一般基準ですが、本申請は、車両置場用地で、現在、中古自動車の販売および輸出業を営んでいますが、既存施設が手狭なため、当該申請地を取得し、車両置場として利用したいというものです。資金の確保につきましては、自己資金にて賄う計画となっております。

次に、周辺農地の営農条件への支障について、隣接地に対する被害防除計画は碎石を敷いて、

鉄板壁を設置し、碎石の流出を防ぐ計画となっており、雨水についても敷地内浸透させることになっておりますので、周辺農地の営農条件に支障を来すことはないと思われます。また、事業計画について、隣接所有者は現在使用している施設の元所有者であるため、問題ないとのことです。

必要性についても認められ、合わせて許可後速やかに事業を行うものと判断いたしました。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないと思われます。

以上で調査報告を終わります。

#### ○岩品会長

次に、議案第3号4番について、鈴木委員調査報告をお願いします。

#### ○鈴木委員

議案第3号4番、農地法第5条の規定による許可申請について調査報告をいたします。

まず立地基準ですが、市立二州小学校より北東約800メートルに位置し、市道に面しており、進入路は確保されています。

農地区分としましては、事務指針29ページの⑤の(b)に該当するため、第2種農地と判断しました。

次に一般基準ですが、申請面積は3,080平方メートルです。権利者は、現在、市内の土地約1,000平方メートルを解体時の廃材の分別用として、賃借により利用しておりますが、土地所有者から契約の解消を求められており、また、現状手狭であるため、当該申請地を自己資金にて買い入れる計画です。また、申請地には、小作人等、権利移転に際して支障となるものはありません。

造成計画は、平たん地のため、造成、埋立ての予定はなく、周囲は鉄パイプ、番線により囲います。雨水は自然浸透とし、汚水雑排水はありません。また、隣接農地はなく、近隣への影響もありません。

これらのことから、立地基準、一般基準とも、本案件は何ら問題ないと思われます。

以上、調査報告を終わります。

#### ○岩品会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

#### ○古市委員

議案第3号の2番の義務者と、議案第1号の1番の権利者、同一で所在は違うんですが、事情があるからなんだろうが、第3条で農地を取得する場合、過去3年間に農地を減少させた行為がある、なしで、そこで一つハードルがあると思うんですが、この場合、同時に売買で、土地を購入するのと売ると同じ総会で出てくるというのはありなんですか。

#### ○岩品会長

齋藤副主幹、お願いします。

#### ○齋藤副主幹

今回、議案第1号1番でご説明した権利者につきましては、自宅の裏に所有する畑がありま

して、こちらの場所については、進入路として購入しなければ、今後、義務者がその土地を売った場合に進入路がなくなってしまうので、こちらとしては耕作道として長年使っておりますので、仕方がないということで判断はしております。

○岩品会長

よろしいですか。

○古市委員

はい、分かりました。

○岩品会長

ほかにございますか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

なければ、質疑を打ち切り、採決します。

最初に、議案第3号1番、2番を許可相当で決定することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、1番、2番は許可相当に決定します。

次に、議案第3号3番を許可相当で決定することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、3番は許可相当に決定します。

次に、議案第3号4番を許可相当で決定することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、4番は許可相当に決定します。

次に、議案第3号5番は、調査委員会案件です。

調査班第2班が担当したので、古市班長、調査報告をお願いします。

○古市委員

議案第3号5番は、調査班第2班が担当しましたので、調査報告いたします。

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について。

番号5、区分、売買、所在、八街字立合松東地先、地目、畑、面積6,740平方メートル。転用目的及び転用事由、倉庫兼事務所用地。親会社は建設業を営んでいるが、経営を拡大するにあたり、倉庫業に新規参入するため、当該申請地を取得し、倉庫兼事務所を建設したいというものです。

この案件につきましては、8月30日午後1時30分から現地調査を、調査班第2班、私と久野委員、岩品会長、地元推進委員の小山委員、事務局から齋藤副主幹、三好主任主事で行い

ました。また、9月2日午後1時30分から、市役所第1会議室で面接調査を、調査班第2班、私と小川委員、久野委員、岩品会長、地元推進委員の小山委員、事務局から齋藤副主任、萱生副主任、三好主任主事、申請者からは、権利者と申請代理人の測量会社代表取締役と、建築士の出席のもと実施いたしました。

まず、立地基準ですが、市役所から北に約4キロメートルに位置し、県道富里酒々井線に接しており、進入路は確保されております。

農地区分は、事務指針26ページ、②の㉔に該当するため、第1種農地と判断しました。

第1種農地の場合、事務指針30ページ、②の㉔の(エ)、流通業務施設、休憩所、給油所やそれらの類似施設で、一般国道や県道沿道の区域、または高速道路や自動車専用道路のインターチェンジの周囲、概ね300メートル以内の区域に与えられる例外に該当いたします。

権利者の事業概要は、令和5年12月に資本金100万円で、香取市に所在する建設業を60年以上営む企業の子会社として設立しました。主な事業内容は倉庫業で、荷主から荷物を預かり保管、必要に応じて出荷する事業となります。現在の従業員数は、社長と執行社員の2名で、今後、地元からの採用で4～5名程度雇用する予定です。

事業計画として、当該申請の理由は、親会社の建設業に将来の不安があり、将来性のある倉庫業に新規参入して経営拡大したいというものです。

申請地の選定理由は、酒々井インターから近く、幅員十分な県道沿い。地形もよく、円滑な倉庫業経営が可能な環境がそろっており、農地区分の例外にも当てはまる。義務者の農地を手放したいという事由とも一致したからです。申請地以外の代替地の検討は数か所あったようですが、農振農用地や、土地改良受益地だったため断念したとのことでした。

造成工事の計画は、土砂の搬入はなく、碎石を最低30センチメートル敷き詰め、25トンの重さにも対応できる舗装をします。用水は井戸を新設、汚水雑排水は小型合併処理浄化槽で処理し、市道既存排水管に接続、放流。雨水は574立方メートルの埋設型浸透貯留槽を設置、オーバーフロー分を市道既存排水管に接続、放流します。

防災計画は、工事の資材搬入等の出入りが激しいときには交通整理員を配置し、近隣交通に支障の出ないように努めます。

隣接地及び周辺農地の営農条件への支障について、被害防除計画は、倉庫高は10メートル未満のため、他法令に触れず、電波障害等の影響もない。隣接地とは40センチメートル程度の高低差は出ますが、周囲に土留めと横断側溝、フェンスを設置し、土砂等の流出入を防ぎます。

隣接者には、事業者と代理人が説明済みです。

事業の資金計画は、土地購入費は親会社からの出資による自己資金、建設費は融資で賄います。

その他の確認事項として、倉庫の稼働時間は午前8時から午後5時30分。社用車はなく、敷地内で、従業員及び来客用の駐車場を全て確保できるとのこと。井戸等のポンプ室は、倉庫内に設置。40トンの埋設型防火水槽を設置します。

農地法の転用許可申請には、通常、権利者の事業実績等を考慮して判断いたします。本案件の権利者は、新規参入のため倉庫業登録が進んでおらず、事業実績が全くありません。これは国土交通省の倉庫業法に、倉庫を保有していなければ倉庫業登録ができないということがあるためです。今回は親会社の事業実績と、現段階で2社と契約する見通しがついていること、国土交通省と協議済みであること、これらを考慮いたしました。

以上のことから、都市計画法、これは申請面積が6,740平方メートルの土地造成であるために、都市計画法の開発行為が必要であります。既に事前協議が終了して本申請提出済みです。また、道路法、敷地内の排水管を市道へ接続するための道路占用許可申請及び道路工事施工承認申請は既に申請済みです。これらとの調整を条件に、調査班第2班としては、条件付き許可相当と判断いたしました。

以上で調査報告を終わります。

#### ○岩品会長

担当班長の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

#### ○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第3号5番を都市計画法及び道路法との調整を条件に許可相当で決定することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

#### ○岩品会長

挙手全員ですので、5番は条件付き許可相当に決定します。

次に、議案第4号、農用地利用集積計画(案)の承認についてを議題とします。

事務局、説明願います。

齋藤副主幹、お願いします。

#### ○齋藤副主幹

議案書7ページをご覧ください。議案第4号農用地利用集積計画(案)の承認についてご説明いたします。

本件につきましては、令和6年8月23日付けで、八街市長から、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定において、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められております。

番号1、所在、八街字多賀見野地先、地目、畑、面積6,065平方メートルほか3筆、計4筆の合計面積1万5,202平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は7年、新規です。

番号2、所在、榎戸字小妻作地先、地目、畑、面積707平方メートルほか4筆、計5筆の合計面積4,817平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は7年、新規です。

番号3、所在、八街字立合松西地先、地目、畑、面積1万2,078平方メートルのうち7,000平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は6年、再設定です。

ただいまご説明いたしました番号1から番号3までの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上です

#### ○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

#### ○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第4号を承認することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

#### ○岩品会長

挙手全員ですので、議案第4号は承認することに決定します。

次に、議案第5号、農用地利用集積等促進計画(案)の承認についてを議題とします。

事務局、説明願います。

齋藤副主幹、お願いします。

#### ○齋藤副主幹

議案書8ページをご覧ください。

議案第5号、農用地利用集積等促進計画(一括)の承認についてご説明いたします。本件につきましては、令和6年8月23日付けで、八街市長から農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第2項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定める場合、農業委員会の意見を聞くこととされております。

番号1、所在、砂字天神前地先、地目、畑、面積3,414平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は認可の公告日から令和16年11月30日まで、新規です。

番号2、所在、東吉田字荒老地先、地目、山林現況畑及び畑、面積9,914平方メートルのうち5,164平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積9,706平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は認可の公告日から令和16年11月30日まで、新規です。

番号3、所在、四木字北四木地先、地目、畑及び雑種地現況畑、面積2,051平方メートルほか3筆、計4筆の合計面積7,363平方メートル。利用権の種類は使用貸借権、期間は認可の公告日から令和16年11月30日まで、新規です。

番号4、所在、四木字北四木地先、地目、畑、面積1,871平方メートル、ほか11筆、計12筆の合計面積1万7,236平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は認可の公告日から令和16年11月30日まで、新規です。

番号5、所在、勢田字北地先、地目、畑、面積2,819平方メートル。利用権の種類は使用貸借権、期間は認可の公告日から令和16年11月30日まで、新規です。

ただいまご説明いたしました、番号1から5の案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則第14条の各要件を満たしているものと考えます。

以上です。

**○岩品会長**

議案の説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

**○岩品会長**

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第5号を承認することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

**○岩品会長**

挙手全員ですので、議案第5号は承認することに決定します。

次に、議案第6号農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないものであることの認定についてを議題とします。事務局説明願います

齋藤副主幹、お願いします。

**○齋藤副主幹**

議案書10ページをご覧ください。

議案第6号、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないものであることの認定についてご説明いたします。これは農地利用状況調査におきまして、現況が山林、原野化しているなど農地に復元して利用することが著しく困難なものとして、国の定める基準に従って、非農地と判断するか否かを対象とした土地です。

調査日につきましては、令和6年8月22日に古市委員、小川委員、久野委員、事務局からは小川事務局長、齋藤で実施いたしました。調査結果につきましては、計1筆、8,932平方メートルを非農地と判断いたしました。

ただいまご説明いたしました1件につきまして認定を求めるものです。

以上です。

**○岩品会長**

議案の説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

**○岩品会長**

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第6号を認定することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

**○岩品会長**

挙手全員ですので、議案第6号は認定することに決定します。

次に、報告第1号についてを議題とします。

事務局、説明願います。

齋藤副主幹、お願いします。

## ○齋藤副主幹

議案書11ページをご覧ください。

報告第1号、農用地利用集積計画の中途解約に係る通知について、1から5につきましてご説明いたします。

番号1、所在、砂字天神前地先、地目、畑、面積3,414平方メートル。

番号2、所在、東吉田荒老地先、地目、山林現況畑及び畑、面積9,914平方メートルのうち5,164平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積9,706平方メートル。

番号3、所在、四木字北四木地先、地目、畑及び雑種地現況畑、面積2,051平方メートルほか3筆、計4筆の合計面積7,363平方メートル。

番号4、所在、四木字北四木地先、地目、畑、面積1,871平方メートルほか8筆、計9筆の合計面積1万4,861平方メートル。

番号5、所在、勢田字北地先、地目、畑、面積2,819平方メートル。

1から5の案件につきましては同一なので、合意の成立日、令和6年8月1日。土地引き渡し、令和6年11月30日です。

続いて番号6、所在、八街字皿谷地先、地目、畑、面積3,098平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積5,408平方メートル。合意の成立日、土地引き渡しともに、令和6年8月9日です。

番号7、所在、沖字南沖地先、地目、畑、面積134平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積622平方メートル。合意の成立日、令和6年6月30日。土地引き渡し時期、令和6年8月1日です。

以上です。

## ○岩品会長

ただいまの報告事項は、事務局の説明をもって終了しますが、何かご質問等ございますでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

## ○岩品会長

質問がなければ、本日の議題審議は全て終了しました。事務局にお返しします。

## ○小川事務局長

閉会を宣す。(午後4時15分)

議事録署名人

議 長

1 0 番

1 番